

奈良市後援名義の使用承認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市以外の団体等が行う事業（以下「事業」という。）に対し、市が後援（事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。以下同じ。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 市が後援を行う場合の名義は、「奈良市」とする。

(承認の基準)

第3条 市が後援を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益性が高く、市の施策に寄与するものと認められること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。
- (3) 市の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないと認められること。
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないと認められること。
- (5) 主催者が、当該事業を遂行する能力を十分に有すると認められるものであること。
- (6) 開催場所が、公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮されているものであること。
- (7) 市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待できるもの、文化又はスポーツに関するものその他市のイメージアップ等が期待できるものである場合は、この限りでない。
- (8) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その額が適正であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるものでないこと。
- (10) 法令及び公序良俗に反しないと認められること。

(申請手続)

第4条 後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援名義の使用承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第6条 前条第1項の承認を受けた者（第8条において「名義使用者」という。）は、当該

承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の承認を受けた事業が、第3条の基準を満たさなくなったと認められるとき、第5条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

(報告)

第8条 名義使用者は、事業終了後、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

この場合において、市長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった後援名義の使用承認等について適用する。